

# 参考資料③

2020年4月

内閣府

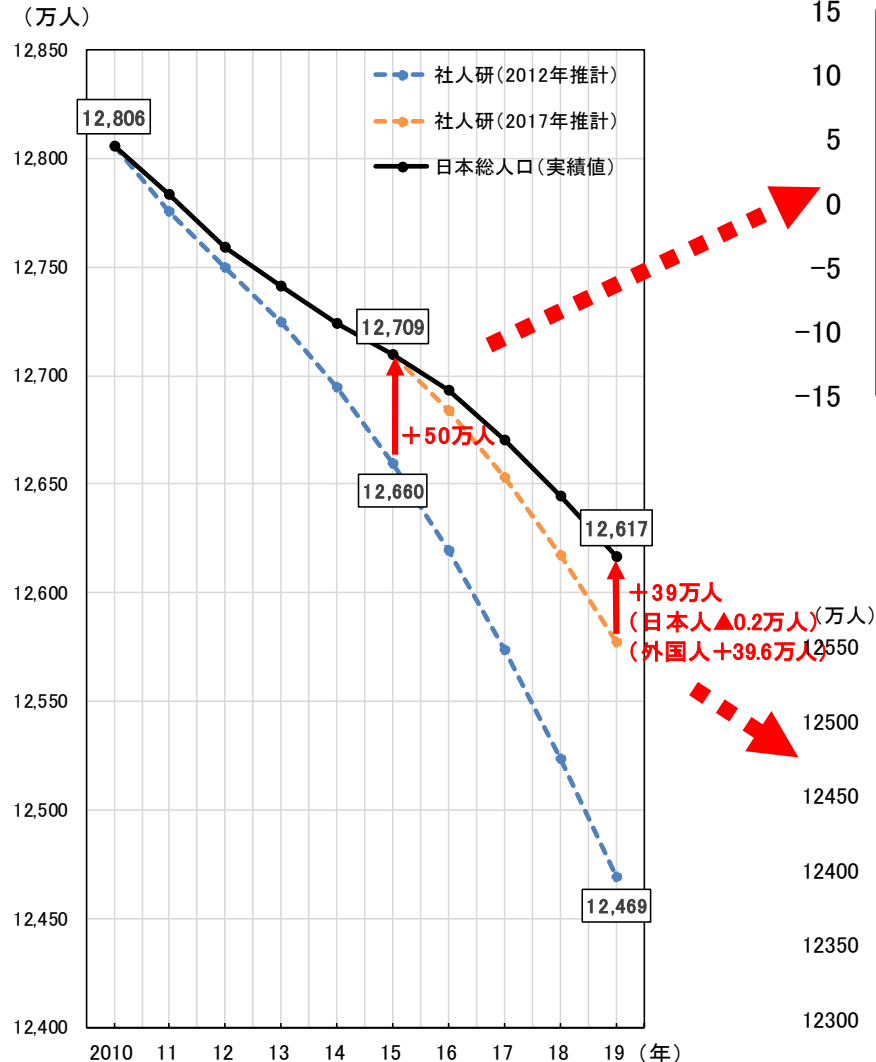
政策統括官(経済社会システム担当)

# 1. 少子化関係

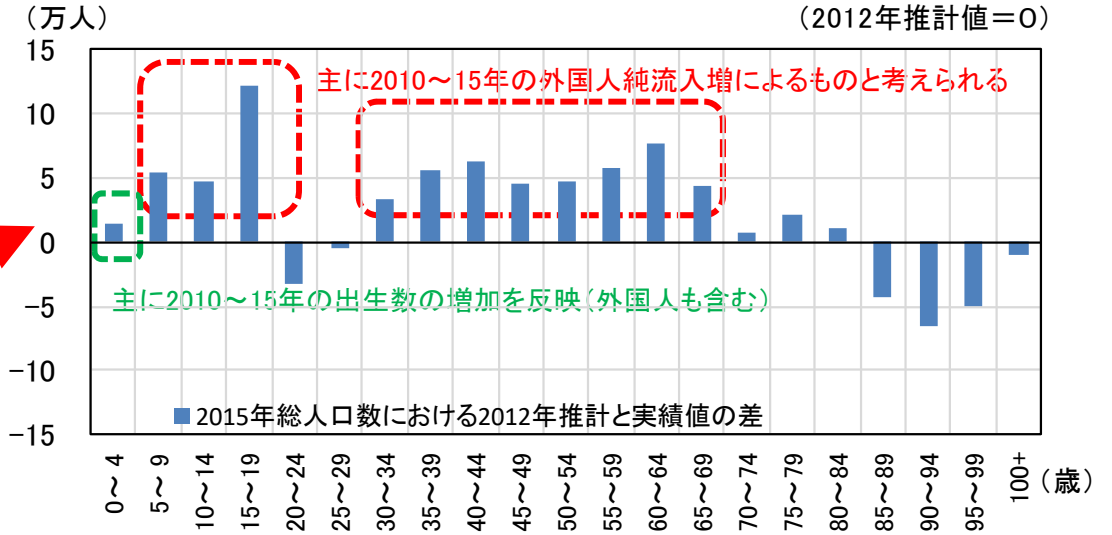
# 人口推計と実績との関係

○人口実績は人口推計を上回って推移。外国人人口が人口推計を上回って増加したことが主な背景。

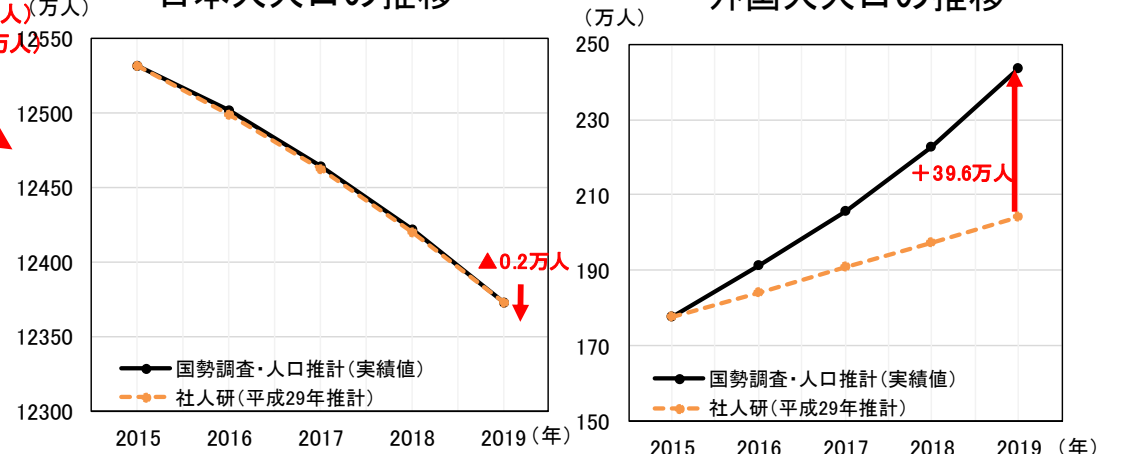
各年の人口推計(社人研)と総人口数との差



2012年人口推計(社人研)と総人口数(2015年)との差



2017年人口推計(社人研)と日本人・外国人人口の推移



(備考)総務省「国勢調査(2015年)」、「人口推計(2016年~2019年)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」により作成。  
国勢調査と人口推計の人口は各年10月1日時点。2012年推計と2017年推計ともに出生中位(死亡中位)推計の値。

# 少子化関連指標の国際比較

	日本	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	アメリカ
女性の平均初婚年齢	29.4 (2018)	32.8 (2017)	31.5 (2015)	34.0 (2018)	31.2 (2017)	27.4 (2017)
第1子出生時の母親の 平均年齢	30.7 (2018)	30.6 (2018)	30.6 (2018)	31.1 (2018)	31.1 (2018)	23.1(注1)
婚外子の割合	2.3% (2014)	56.7% (2012)	47.6% (2012)	54.6% (2014)	35.0% (2014)	40.2% (2014)
長時間労働者の割合 (週49時間以上) (2018年)	計19.0% 男性27.3% 女性8.5%	計10.1% 男性14.0% 女性6.0%	計11.5% 男性16.7% 女性5.7%	計6.8% 男性8.7% 女性3.6%	計8.1% 男性12.0% 女性3.7%	計19.2% 男性23.6% 女性14.2%
夫の家事時間	0:41 (2016)	2:15 (2009)	2:20 (2014)	2:51 (2010)	2:30 (2012)	2:25 (2018)
家族関係政府支出の対 GDP比(2015年)(注2) ※ 児童手当、保育サービスなど	1.31%	2.93%	3.47%	3.53%	2.22%	0.64%

(備考)

女性の平均初婚年齢：日本は厚生労働省「人口動態統計」、フランス、イギリス、スウェーデン、ドイツはEurostat、アメリカは“Families and Living Arrangements” (2017)

第1子出生時の母親の平均年齢：日本は厚生労働省「人口動態統計」、欧州はEurostat、アメリカはCenters for Disease Control and Prevention, National Center for Health Statistics “National Health Statistics Report” (2018年7月11日)

婚外子の割合：OECD “Family Database”

長時間労働者の割合：「ILOデータベース」

夫の家事時間：OECD “Time-Use Database”

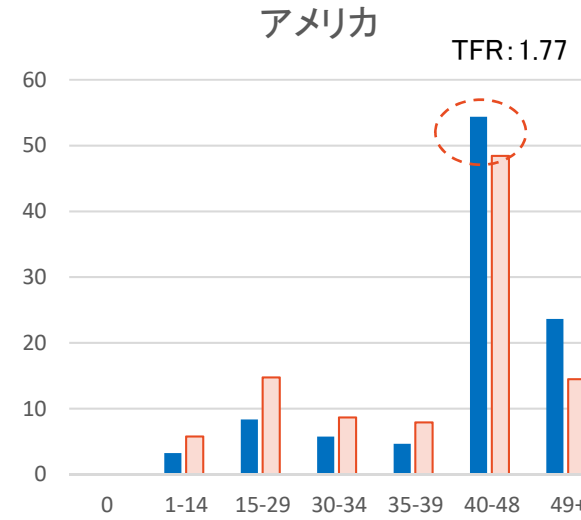
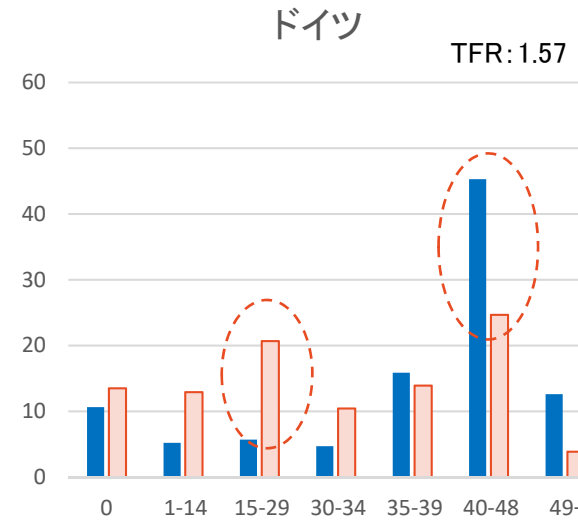
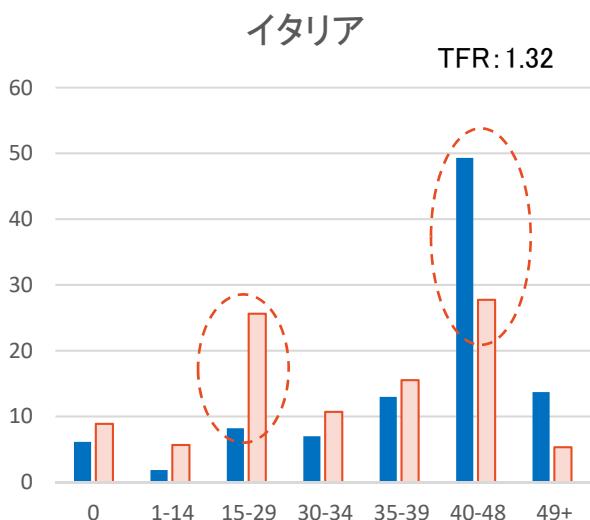
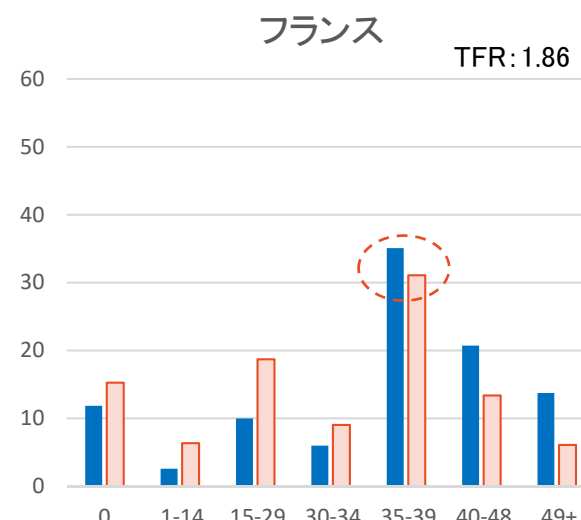
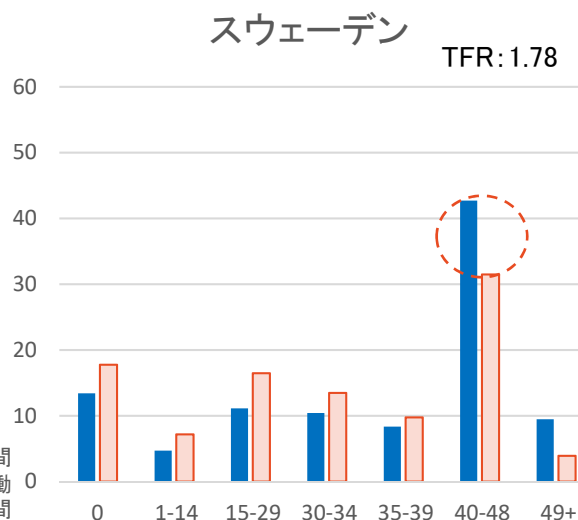
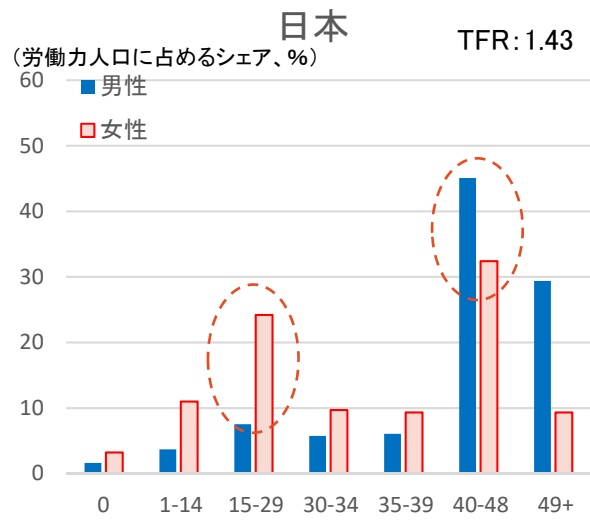
家族関係支出の対GDP比：OECD “Social Expenditure Database”

注1) アメリカのデータは2011年から2015年の平均値

注2) 家族関係支出の対GDP比率は、支出のみの数値であり、税制による控除等は含まれない。

# 男女別週間労働時間分布の国際比較(2017年)

○出生率の高いスウェーデンなどの国では、男女の労働時間分布におおむね差がないのに対し、日本を含む出生率の低い国では、男女の労働時間分布に差がみられる。特に女性は長時間と短時間の二極化がみられる。



(備考) 1. ILOSTAT Databaseにより作成。  
2. アメリカは0時間のデータなし。

# 主要国の主な子育て支援施策①

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
日本	1.43	<p><b>出産手当金</b> ・出産日以前42日から出産日の翌日以降56日までの間、賃金の67%相当額を支給</p> <p><b>出産育児一時金</b> ・子1人当たり原則42万円</p>	<p><b>育児休業給付</b> 【長さ】子供が1歳になるまでが原則 【金額】所得の67%(当初6か月) 所得の50%(それ以降)</p> <p><b>父親の育休の推進</b> ・両親とも育休取得した場合は、育休期間を2か月間延長可能(1歳2か月になるまで)。 ・育休取得は、原則として期間内に1回のみだが、父親は期間内に2回取得可能(出産後8週間以内に1回目を取得した場合)</p>	<p><b>保育所等の整備</b> ・近年、待機児童解消に向けて、保育の受け皿を拡充</p> <p><b>保育ママ</b> ・2010年に制度創設 ・保育ママ等として自治体が認めた者1人につき3人(0-2歳児)を保育ママの自宅等で預かる。 ・保育の受け皿うち、保育ママ等が占める割合は約3%(未就学児全体で)。</p> <p><b>幼児教育・保育無償化</b> ・3~5歳:幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無料</p>	<p><b>児童手当</b> ・0~3歳未満 月1.5万円 ・3歳~小学校修了 第1子・第2子:月1万円 第3子以降:月1.5万円 ・中学生 月1万円 ・所得制限以上世帯には当分の間特例給付:月5,000円</p> <p>・16歳以上については扶養親族1人当たり38万円の所得控除</p>
フランス	1.86	<p><b>母親の産休期間</b> ・最長16週間の取得可(産前2週間、産後6週間) ・うち8週間は義務</p> <p><b>出産手当</b> ・子1人当たり約11.4万円 ・出産休暇中は、賃金と同額が支給される</p> <p><b>父親産後休暇</b> ・子の誕生から4か月以内に11日間連続して休暇取得可能、賃金と同額を支給</p>	<p><b>保育分担当(育休給付)</b> 【長さ】子が1歳になるまで(第1子) ※第2子は子が3歳になるまで</p> <p><b>【金額】</b> 月4.8万円(就労を完全に中断) 月3.1万円(労働時間5割以上削減) 月1.7万円(労働時間3~5割削減) ※第3子以降の加算あり。</p> <p><b>父親の育休の推進</b> ・育休給付は、母親・父親それぞれ6か月ずつ。父親の受給権は母親に譲渡不可。(第1子の場合) [2017年制度改正]</p>	<p><b>保育ママ</b> ・1977年に保育ママの制度創設 ・0-2歳の保育サービスにおいて、保育ママやベビーシッター等が主流で、保育所の利用割合は高くない。</p> <p><b>保育方法自由選択補足手当</b> ・子が6歳になるまでの間、保育ママやベビーシッターを利用する家庭に給付される(料金の安い保育所との負担格差を縮小)</p>	<p><b>基礎手当</b> ・3歳未満、収入に応じて月約1.1万円ないし月約2.2万円</p> <p><b>家族手当</b> ・第2子以降、20歳まで ・所得制限、14歳以上への加算あり</p> <p>・N分N乗方式により、子どもが多い世帯ほど所得税負担が軽減</p>

(備考) 1. OECD Family Database、厚生労働省「海外情勢報告」、厚生労働省「海外情勢報告」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)、英国政府HP、富士通総研「デンマークにおける女性の就労と子育て支援のあり方」(2016年5月)等により作成。

2. 換算レートは、1ポンド=143円、1ユーロ=121円、1スウェーデンクローネ=11円(令和2年3月の裁定外国為替相場)。デンマークについては、資料記載の金額を転記している。5

## 主要国の主な子育て支援施策②

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
スウェーデン	1.78	<b>母親の産休期間</b> ・最長14週間の取得可 (産前産後各7週間) ・産前産後各2週間は義務  <b>父親の産後休暇</b> ・10日間の取得可 ・所得の約80%が支給 ・出産退院後、60日以内に取得	<b>育休制度(両親休暇制度)</b> <b>【長さ】</b> 18か月間。 <b>【期間】</b> 出産10日前 ～子が12歳になるまで  <b>育休手当(両親手当)</b> <b>【長さ】</b> 約16か月間。 <b>【金額】</b> 所得の80%(当初13か月) 日額約2000円(残り3か月)  <b>父親の育休の推進</b> ・両親手当の受給権は原則として 両親に半数ずつ割当(8か月) ・受給権は両親間で一部のみ譲 渡可能。3か月分は譲渡不可(い わゆる「父親の月」が3か月) [1995年導入、2016年拡充]	<b>特徴</b> ・施設型保育(保育所等)が保育の受 け皿の中核を担う。 ・家庭的保育、都度利用型の保育等 の保育サービスを整備。  <b>家庭的保育(保育ママ)</b> ・1人の保育ママが、自分の子供を含 めて6人までの保育を。 ・未就学児だけでなく、学校に通う子 の放課後の世話をを行う場合も。  <b>家事代行サービス</b> ・支払額の50%の税額控除 (上限は年27.5万円)	<b>児童手当</b> ・原則16歳未満 ・月約1.4万円、多子加算あり  <b>就学手当</b> ・16歳以上の高校生(上限:20歳) ・児童手当と同額  <b>住宅手当</b> ・子の数、住居の大きさ、所得 に応じた額を支給 ・所得制限あり
デンマーク	1.75	<b>出産休暇</b> ・産前4週間、産後14週間  <b>出産手当</b> ・出産費無料 ・出産休暇中は、最大 100%の所得保障  <b>父親産後休暇</b> 産後2週間の休暇取得可 能	<b>育児休業</b> <b>【長さ】</b> 8か月弱(11か月の間に) <b>【金額】</b> 所得の最大100%	<b>保育施設</b> ・保育園、幼稚園の費用は70%以上 を地方公共団体が助成。  ・0～3歳未満を保育園、または家庭 保育(保育ママ)に預けることが主流 で、3歳から小学校入学までは幼稚 園へ通う  <b>保育の必要性要件が不要</b> ・母親の就業や求職活動は保育園や 家庭保育への申請に必須の条件で はない	<b>児童手当</b> ・18歳を迎えるまで、所得制限 なし ・0～3歳未満 約2.4万円 ・3～6歳未満 約1.8万円 ・7～18歳未満 約1.5万円

(備考) 1. OECD Family Database、厚生労働省「海外情勢報告」、厚生労働省「海外情勢報告」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)、英国政府HP、富士通総研「デンマークにおける女性の就労と子育て支援のあり方」(2016年5月)等により作成。  
 2. 換算レートは、1ポンド=143円、1ユーロ=121円、1スウェーデンクローネ=11円(令和2年3月の裁定外国為替相場)。デンマークについては、資料記載の金額を転記している。

## 主要国の主な子育て支援施策③

	出生率 (2017年)	出産	育児休業	保育サービス等	児童手当・税制
イギリス	1.74	<p><b>母親の産休期間</b> ・最長52週間の取得可 ・うち産後2週間は義務)</p> <p><b>法定出産給付</b> ・最長39週間 ・最初の6週間: 賃金の90% ・残りの33週間: 週約2.1万円</p> <p><b>法定父親休暇・給付</b> ・出産後8週間以内に1週間 または連続した2週間の休暇取得が可能。 ・休暇取得期間中は週約2.1万円を支給</p>	<p><b>両親共有給付</b> ・出生後2週間以降、パートナーが交互または同時に、最小1週間単位で休暇取得可能(法定出産給付の残余期間、週約2.1万円を支給)</p> <p><b>両親休暇制度(無給)</b> ・子供が18歳になるまで計18週の休暇取得を認める。取得単位は1週間、年間の取得上限は子供一人当たり4週まで。</p>	<p><b>保育施設</b> ・子供の約80%は施設型保育。 ・約20%の子供(0-5歳)が、保育ママ ・公立の施設型保育は主に社会経済的に不利な子どもが対象。</p> <p><b>幼児教育の無償化</b> ・3、4歳は週15時間の早期教育サービスを受ける権利あり。 ・共働き家庭の場合は週30時間 ・2歳に対してもサービスを拡大、2014年9月には全2歳児の40%が受けられるよう要件を緩和(低所得者世帯を対象)</p>	<p><b>児童手当</b> ・第1子: 週約3,000円 ・第2子以降: 週約2,000円</p> <p><b>税額控除</b> ・1世帯当たり約7.8万円と子ども1人当たり約39.8万円(所得制限付きの全額給付措置)</p>
ドイツ	1.57	<p><b>出産休暇</b></p> <p><b>母性手当</b> 【長さ】14週間(原則出産前6週間、出産後8週間) 【金額】所得の100%</p>	<p><b>育児休業</b> 【長さ】36か月 【期間】子が3歳になるまで ※うち24か月は子が8歳になるまで</p> <p><b>両親手当</b> 【長さ】12か月(最大14か月) 【金額】所得の65%~100%相当額(所得に応じて)</p> <p><b>父親の育休の推進</b> ・両親手当は、2か月間は父親が取得することで延長可能(いわゆる「父親の月」が2か月) [2007年導入] ・職場復帰の際、両親ともに短時間勤務(週25~30時間)とする場合、両親ともに4か月の追加支給可。</p>	<p><b>保育所整備</b> ・従来より女性の就業率が高い旧東地独地域に比して、旧西独地域の保育所整備が遅れている ・保育所の整備費用を連邦政府が補助するため、投資プログラムを実施し、量的整備を着実に進めている</p> <p><b>総合的保育施設</b> ・保育所と幼稚園の機能を併せ持つ総合的保育施設(Kita)があり、保育施設総数の約40%を占めている。</p> <p><b>保育ママ</b> ・上記の施設型保育に加えて、保育ママによって行われる家庭的保育がある。</p>	<p>※児童手当と児童控除の選択制</p> <p><b>児童手当</b> ・原則18歳未満(教育期間中の子どもについては25歳未満等) ・原則所得制限なし 第1・2子: 月約2.3万円 第3子: 月約2.4万円 第4子以降: 月約2.7万円</p> <p><b>児童控除</b> ・夫婦合計で子ども1人当たり約90万円の所得控除</p>

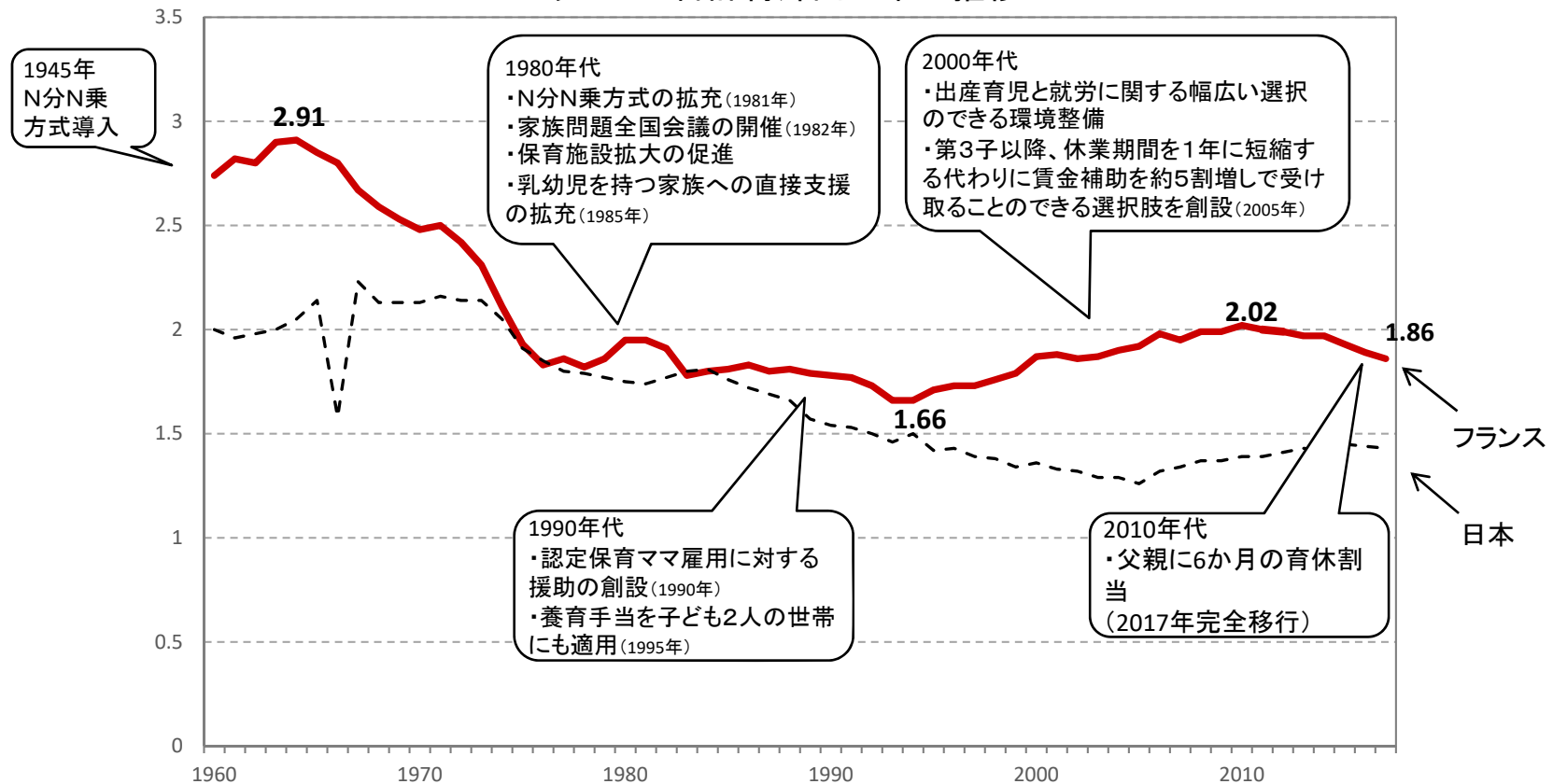
(備考) 1. OECD Family Database、厚生労働省「海外情勢報告」、厚生労働省「海外情勢報告」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策」(2018年3月)、英国政府HP、富士通総研「デンマークにおける女性の就労と子育て支援のあり方」(2016年5月)等により作成。  
2. 換算レートは、1ポンド=143円、1ユーロ=121円、1スウェーデンクローネ=11円(令和2年3月の裁定外国為替相場)。デンマークについては、資料記載の金額を転記してい



# フランス: 合計特殊出生率の推移と人口・家族に関する政策

- フランスの合計特殊出生率は、1993年に1.66まで低下した後、2010年までに2.02まで回復。
- 過去は家族手当等が中心で、1990年代以降に保育ママやベビーシッター利用への手当等を充実。その後も育休手当を就労時間に応じて支給する等、出産後の働き方と保育手法について多様な選択肢を提供。女性の両立支援を拡充する方向で政策が進められている。

フランスの合計特殊出生率の推移

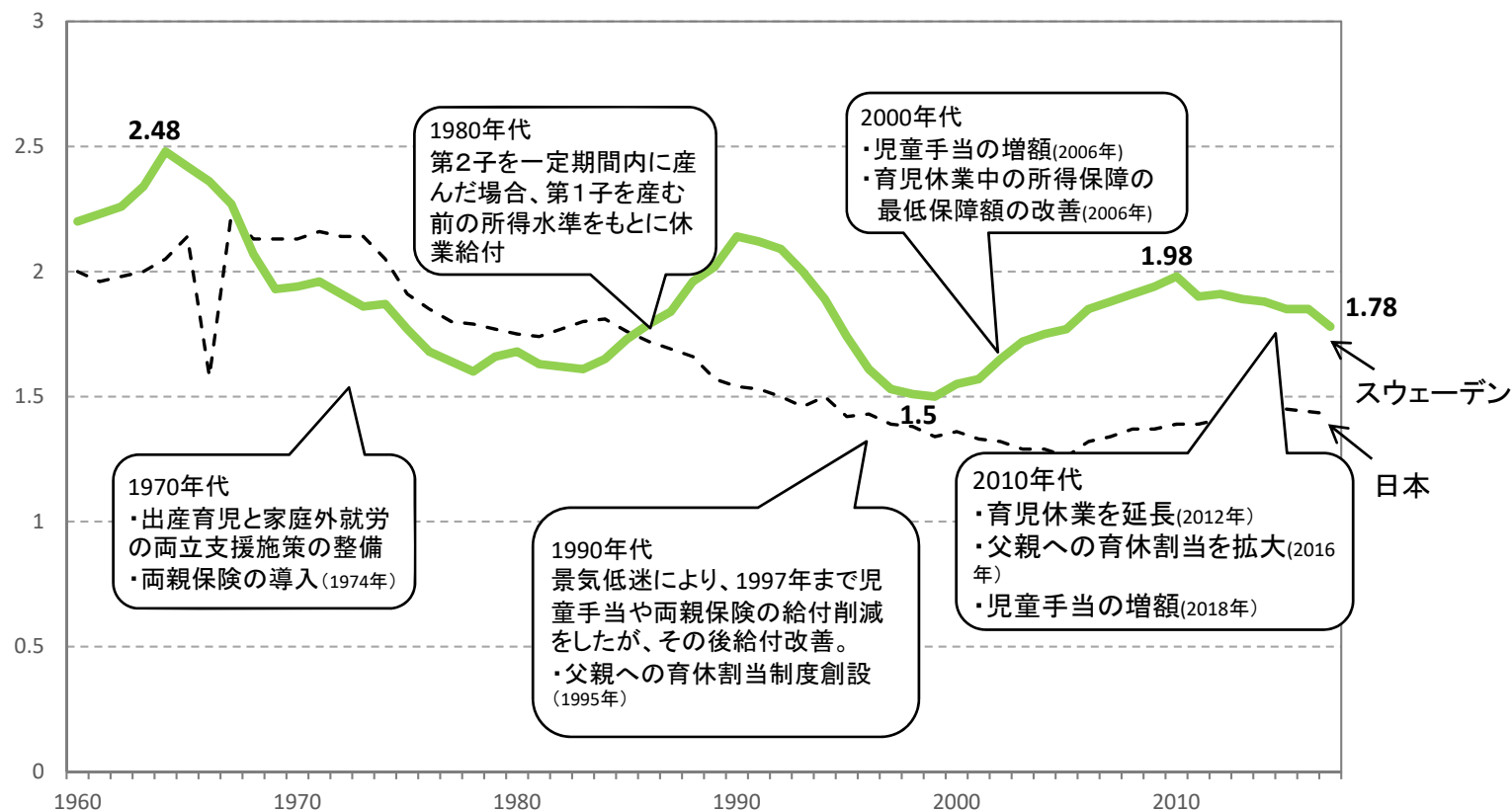


- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、少子化社会に関する参考資料(少子化社会対策会議(第13回)、平成25年6月7日)、OECD「Family database」をもとに作成。  
 2. N分N乗方式: 所得税について、世帯の所得を世帯構成人数で除した金額に税率を乗じ、再び世帯構成人数を乗じる方式。子どもの多い世帯ほど、税負担が軽減。  
 3. 認定保育ママ: 県において職業教育を受けた後、母子保護センターで認定された保育ママが、自身の自宅か乳幼児の自宅で保育サービスを行う仕組み。

# スウェーデン: 合計特殊出生率の推移と人口・家族に関する政策

- 1930年代、合計特殊出生率が世界最低水準(1.7)にまで落ち込んだ際に、政府は人口問題審議会を設置して人口問題に取り組み、世界に先駆けて子育てに係る経済的支援策等を導入。その後、経済的支援策の拡充、育児休業制度の導入、保育の質の向上等が図られている。
- 近年、合計特殊出生率が1999年に1.50まで低下。改めて様々な施策が講じられ、2010年には1.98まで回復。

スウェーデンの合計特殊出生率の推移



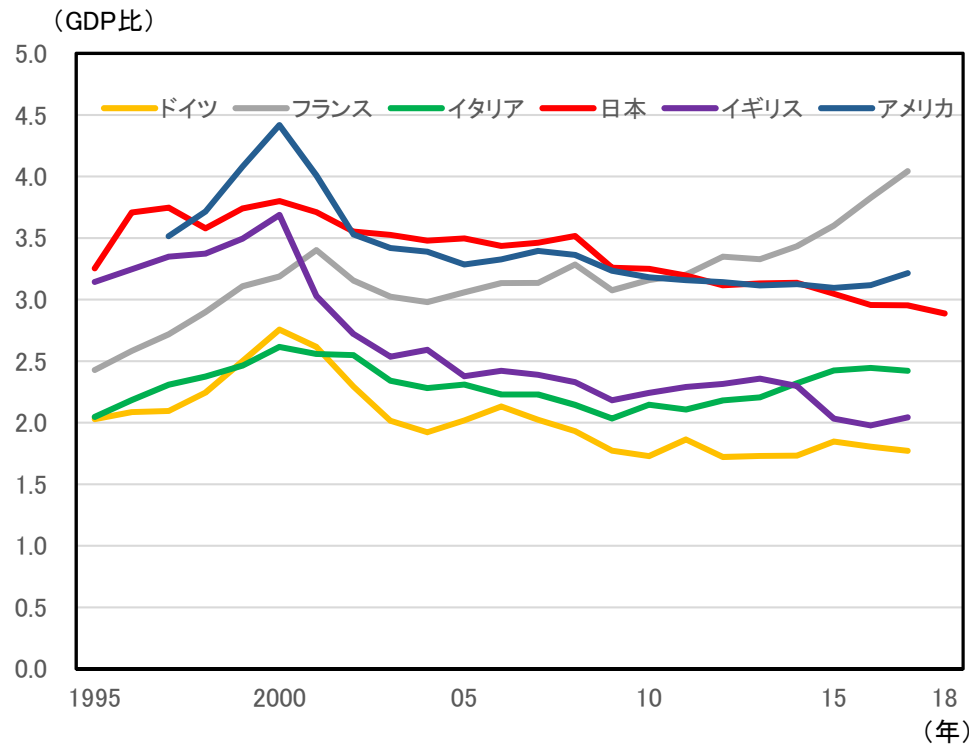
- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」、OECD「Family database」をもとに作成。  
 2. 景気後退期は、OECDの景気基準日の山から谷の間。  
 3. 両親保険: 両性が取得できる育児休業の収入補填制度。育児休暇の取得を男性にも義務づけ、育児参加を促進し、女性の家庭内労働の負担及び機会費用の負担軽減に寄与する点が特徴。

## 2. 生産性関係

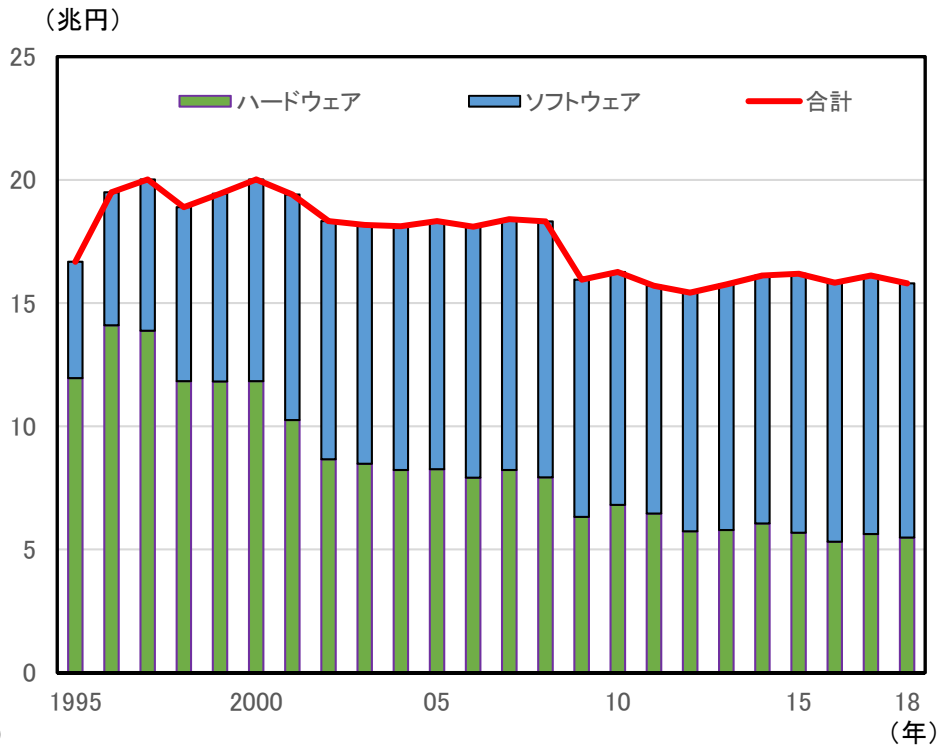
# ICT投資の国際比較

- 我が国のICT投資は対GDP比で低下傾向。
- 内訳をみるとソフトウェア投資は伸びる一方でハードウェア投資は低下傾向。

主要国におけるICT投資の推移(対名目GDP比)



日本のICT投資の内訳

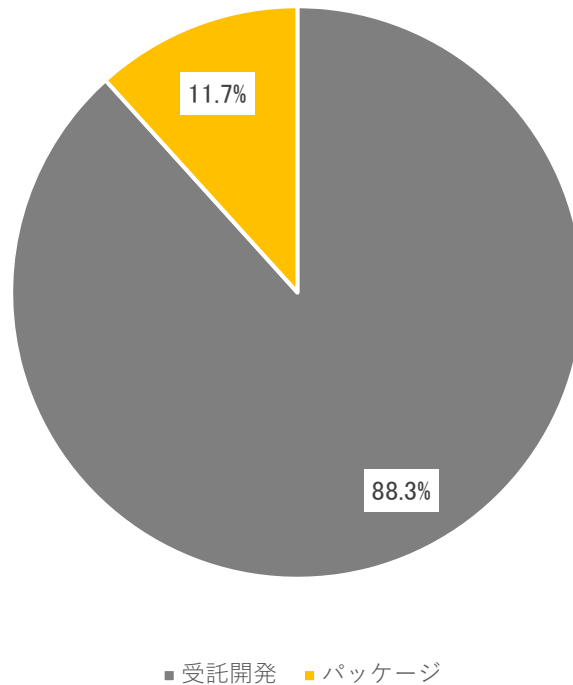


- (備考) 1. 内閣府「2018年度国民経済計算年次推計」、EUKLEMSにより作成。  
 2. 日本のICT投資は、総固定資本形成のうち「情報通信機器」と「コンピュータソフトウェア」を計上。  
 日本以外の国のICT投資は、EUKLEMSの定義により「Computing equipment」、「Communications equipment」、「Computer software and databases」を計上。  
 3. クラウドサービスは基本的に中間消費扱いとなり、総固定資本形成に計上されないことに留意。

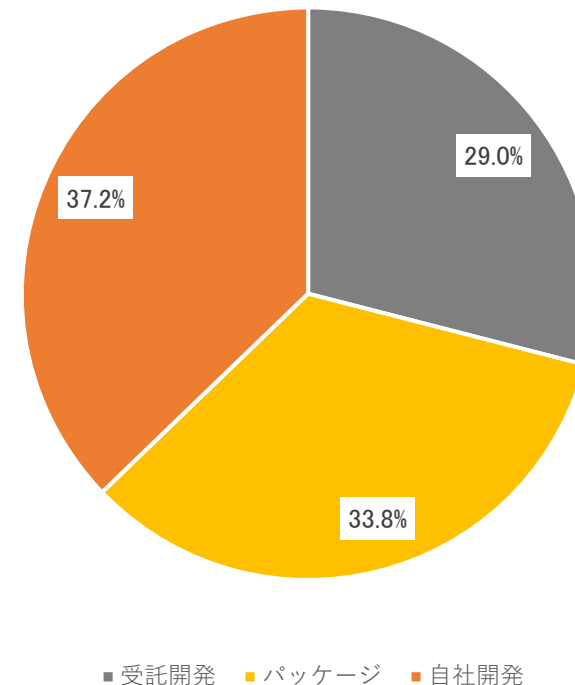
# ソフトウェア導入の内訳

○ 日本では既存の業務を維持しつつICTを導入する受注開発が大半を占めるため、ソフトウェアの価格が高めとなり、業務効率化も十分な効果を発揮しなかった可能性。

日本のソフトウェア導入内訳(2017年度)



(参考)米国のソフトウェア投資内訳(2016年)

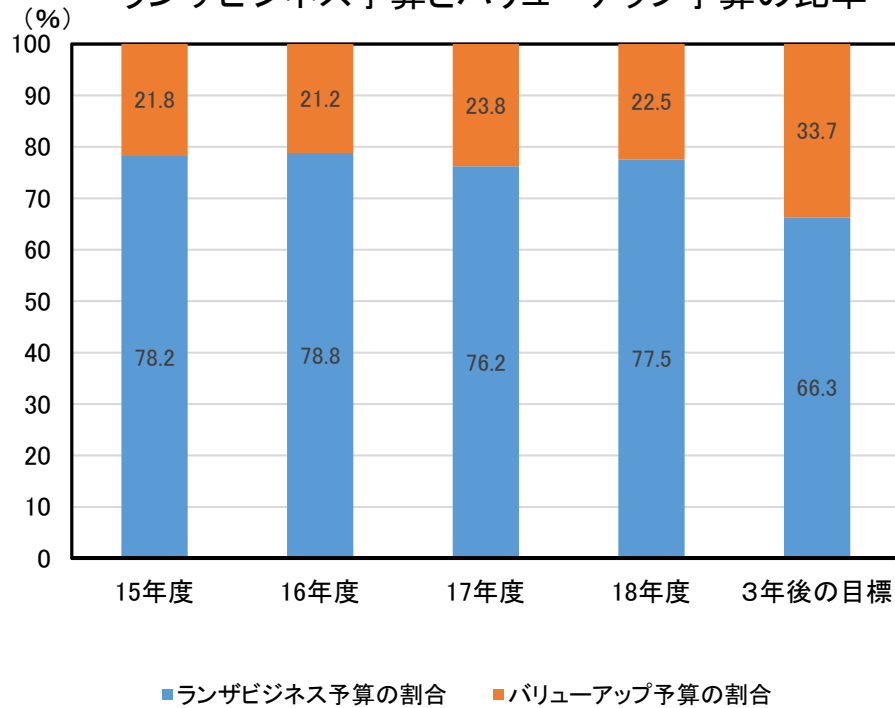


- (備考) 1. 総務省「令和元年度情報通信白書」より引用。  
2. 総務省・経済産業省(2019)「平成30年情報通信業基本調査」、米国商務省により作成。  
3. 統計の制約上、日本のデータには自社開発の項目がないことには留意する必要。

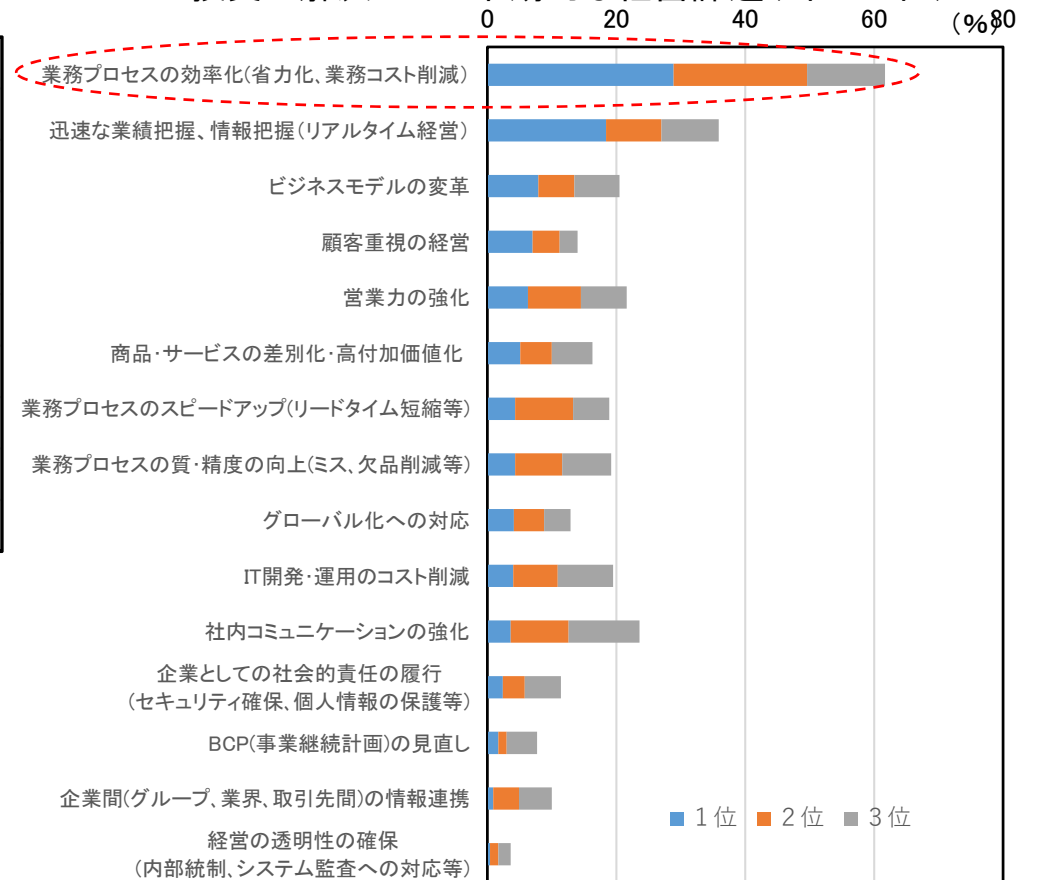
# IT投資の内容

- ICTユーザー企業におけるICT予算の配分において、現行ビジネスの維持・運営のための「ランザビジネス」予算とビジネスの新しい施策展開のための「バリューアップ」予算の比率は、概ね8:2。
- IT投資で解決したい経営課題として業務プロセスの効率化を挙げる企業が多い。

ランザビジネス予算とバリューアップ予算の比率



IT投資で解決したい中期的な経営課題(1位~3位)



(備考)左図:日本情報システム・ユーザ協会「企業IT動向調査2019(2018年度調査)」により作成。

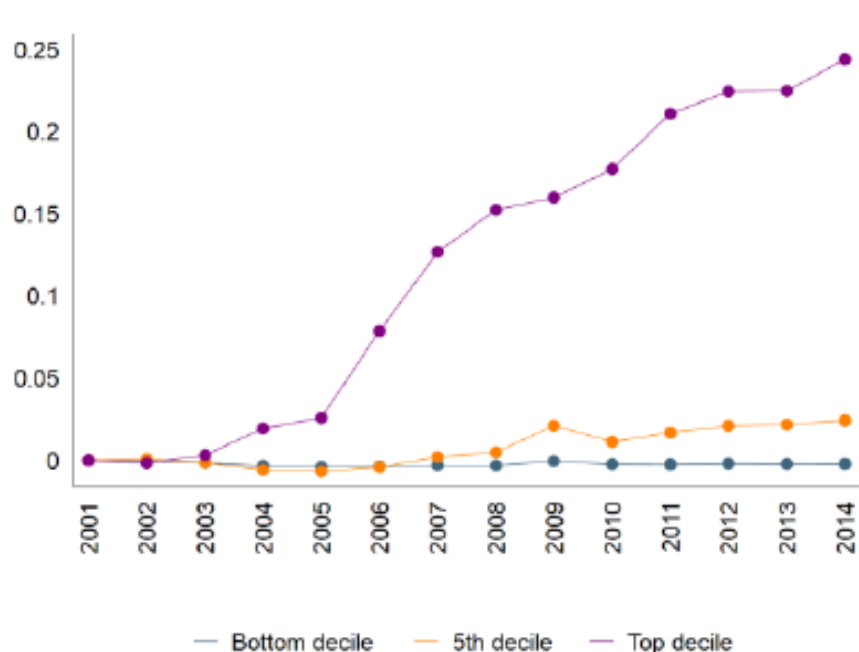
右図:日本情報システム・ユーザ協会「企業IT動向調査2020(2019年度調査)(IT予算の速報値)」により作成。

# デジタル化と生産性①

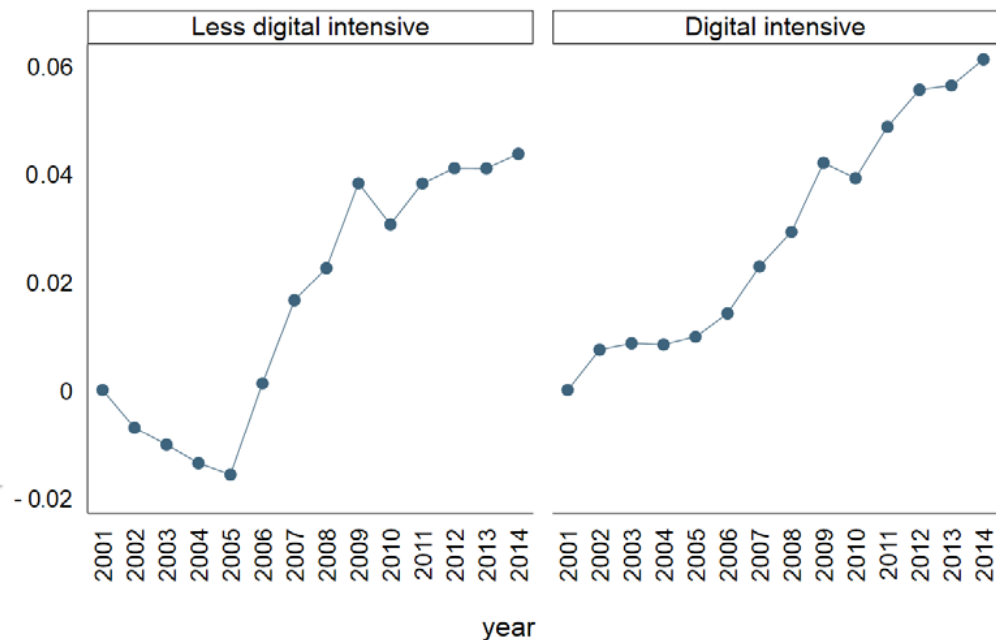
## OECD(2018)

- 2001年から2014年にかけて世界的にマークアップ率が上昇。トップ企業がそれを牽引。
- デジタル集約産業は、非デジタル集約産業に比較してマークアップ率が高く、期間を通じてその差が拡大。

マークアップ率の変化(マークアップ率の水準の10分位別)



デジタル集約産業、非デジタル集約産業別のマークアップ率の変化



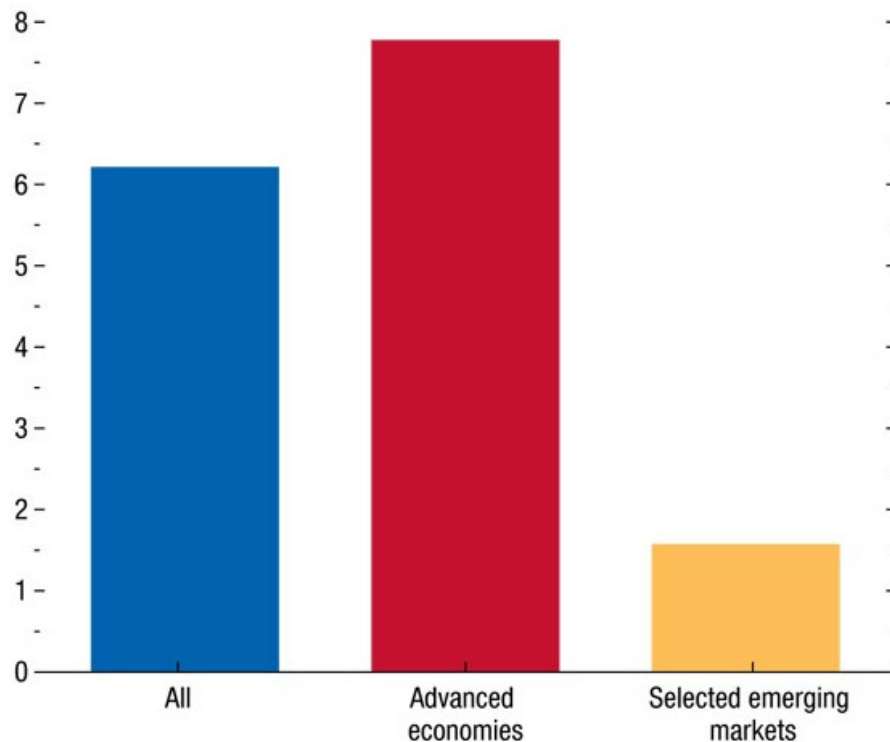
- (備考) 1. OECD(2018)“Mark-ups in the digital era” OECD SCIENCE, TECHNOLOGY AND INDUSTRY WORKING PAPER. より引用。  
 2. Orbis databaseに掲載されている26か国の従業員20人以上の企業データを抽出して分析。  
 3. 左図、右図ともに縦軸は2001年からのマークアップ率の対数差分。  
 4. 左図は全対象企業をマークアップ率の水準別に10グループに分け、第1、5、10分位のマークアップ率の変化を示したもの。  
 5. 右図は全対象企業を2001年から03年のデジタル化ランクで2グループに分け、それぞれのマークアップ率の変化を示したもの。  
 6. WPでは、デジタル集約産業は非デジタル集約産業に比べて2001～03年平均で2%程度、13～14年平均で3%程度マークアップ率が高いことが示されている。

## デジタル化と生産性②

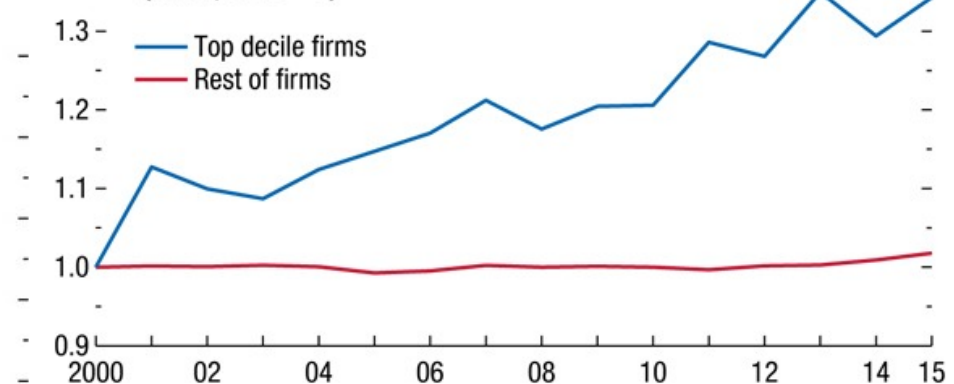
### IMF(2019)

- マークアップ率の上昇は、国・産業を超えて、幅広く観察される。ただし、その大きさは国によって異なり、先進国で大きく上昇。
- マークアップ率の上昇は、一部の高マークアップ企業が牽引。高マークアップ企業は、他の企業と比較して利益率や生産性が高い。

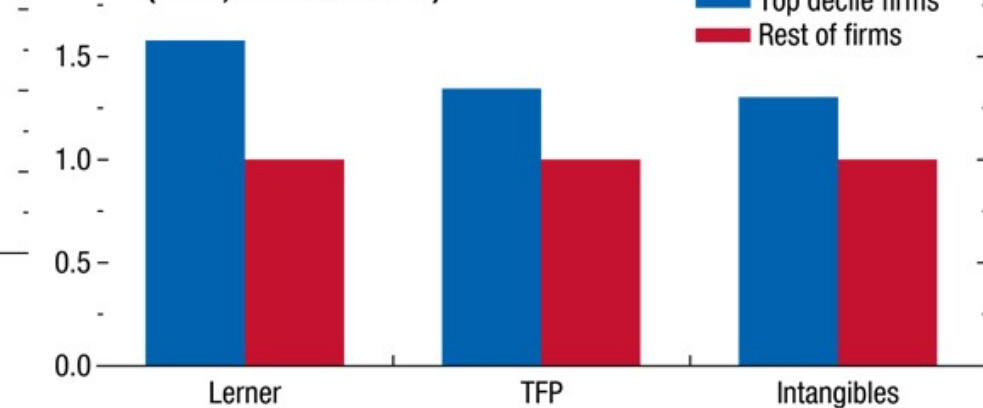
マークアップ率の変化(2000~2015年)



1.4 - 1. Evolution of Markups, by Firm Groups  
(Index, 2000 = 1)



2.0 - 3. Differences in Performance, by Firm Groups  
(Index, rest of firms = 1)



(備考) 1. IMF (2019) "The Rise of Corporate Market Power and Its Macroeconomic Effects" World Economic Outlook Reportより引用。

2. 左図の"Advanced Economies"はIMF"2000 World Economic Outlook"の定義による先進28の国と地域(G7、欧州主要国、オーストラリア、香港、イスラエル、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾)。

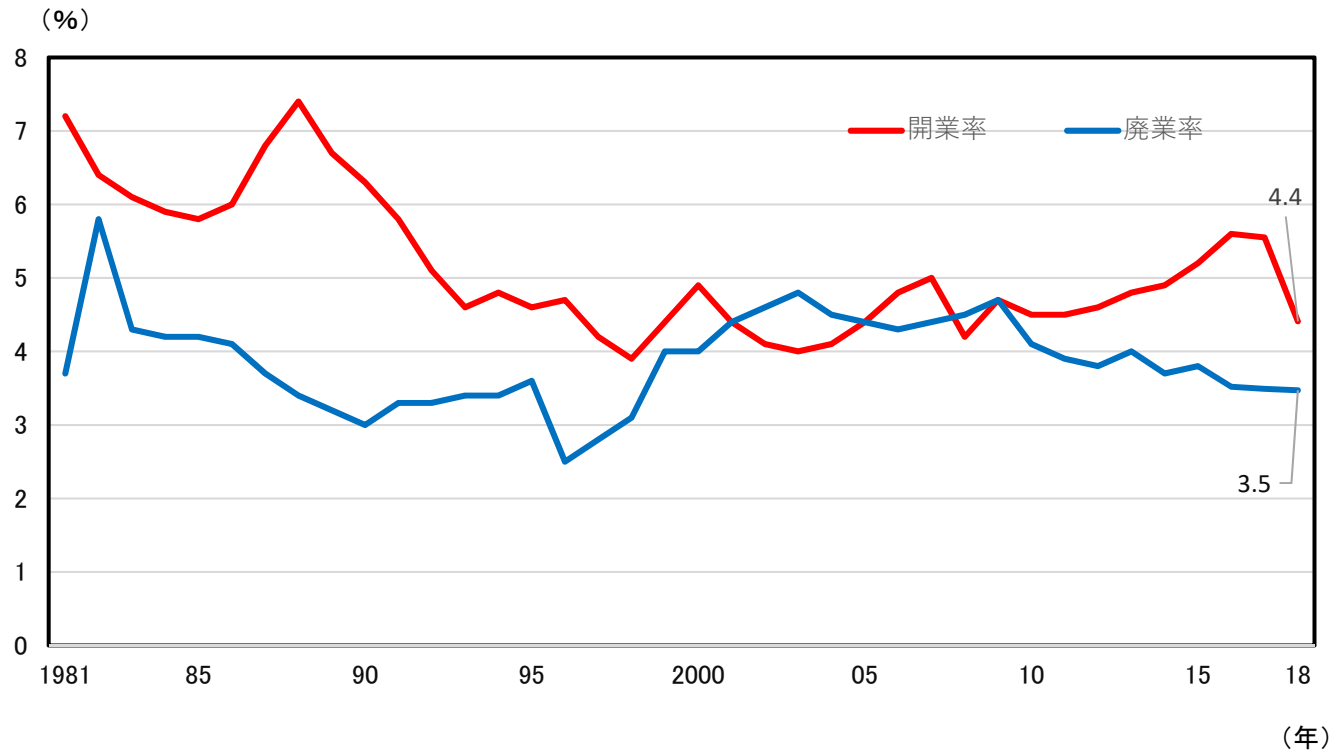
3. 右図は該当期間の平均マークアップ率で上位10%グループとその他のグループに分けて比較したもの。



# 開廃業率

○ 開業率が廃業率を上回る状態で推移しているものの、開業率・廃業率が10%台になるという目標  
((注)「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定))には至っていない。

## 開廃業率の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「雇用保険事業年報」により作成。  
2. 開業率は当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数、  
廃業率は当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数。  
3. 適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数(雇用保険法第5条)。

# 教育改革の現状と今後の方向性

## <ポイント>

教育再生実行会議の提言（第7次2015年、第9次2016年）等に基づき、「アクティブラーニング」等を積極的に実施中。

今後、教育に先端技術を効果的に活用する「GIGAスクール構想」の加速化、中央教育審議会答申（本年末予定）に基づき、「ハード」、「ソフト」、「人材」の一体となった改革をさらに推進する。

教育再生実行会議での主な提言	現状(取組状況)	今後の方向性
<p>【アクティブラーニングの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見発表、討論・話し合い、課題学習、事例研究、体験活動などの学習・指導方法を導入。</li> <li>・学習評価の在り方の見直しと共に、大学入学者選抜の改革と一体的に推進。</li> </ul>	<p>○学習指導要領の改定（2017・2018年度） 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度より小学校で全面实施</li> <li>・2021年度より中学校で全面实施</li> <li>・2022年度より高校で全面实施</li> </ul>	<p>○2019年度及び2020年度補正予算に基づくGIGAスクール構想の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一台端末の実現</li> <li>・先端技術を効果的に活用した個別最適化教育</li> </ul>
<p>【特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・習熟度別指導の拡充</li> <li>・各分野の最前線で活躍する人々による講話、指導等の機会の充実（外部人材の活用）。</li> <li>・教育課程の特例の活用などの仕組みの一層の活用。</li> </ul>	<p>○特別なスーパーサイエンスハイスクールやスーパーグローバルハイスクールなどを通じた先進的な取組の実施（教育課程の特例の活用を含む）</p> <p>○特別免許状の活用の促進等の外部人材の活用</p>	<p>○2019年4月に中教審初中分科会に諮問 習熟度別指導の在り方、授業時間等の在り方を含む教育課程等 （→参考2参照）</p> <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年12月 論点取りまとめ</li> </ul>
<p>【創造性・起業家精神】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業や団体との連携によるプロジェクト活動などを推進。</li> </ul>	<p>○「小・中学校等における起業体験推進事業」、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）等を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年の夏～秋に中間まとめ予定</li> <li>・2020年度末に答申を予定</li> </ul>

# (参考)教育改革の現状と今後の方向性(具体的な取組等)

## (参考1) 教育改革の取組と現状

取組	現状
小学校の教育課程の見直し (9教科・その他の授業時間の配分の見直し)	2000年度～ → 2010年度～ → 2020年度～ 9教科 4,519時間 → 4,877時間 → 4,877時間 その他教科 848時間 → 768時間 → 908時間 <small>(備考) 9教科は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の合計。            その他教科は、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動、外国語の合計。</small>
I C T教育の充実	学習指導要領改定：小学校でのプログラミング教育の必修化(2020年度～) <小学校のプログラミング教育の実施状況> ・「授業を実施している」自治体等の割合 16.1% (2017年度) → 52.0% (2018年度) <small>(備考) 文部科学省「教育委員会等における小学校プログラミング教育に関する取り組み状況等」により引用。</small>
大学・大学院等の飛び入学	実施大学数： 1大学(2008年度入試時点) → 8大学(2019年度入試時点)
異能・異才の発掘・育成に係る施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアドクター育成塾(27機関)や国際科学コンテスト支援を通じた人材育成</li> <li>・スーパーサイエンスハイスクール支援事業の実施 指定校数：217校(2020年度)</li> <li>・地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等の幅広い発掘を実施する大学を支援</li> </ul> 等

## (参考2) 新しい初等中等教育の在り方 論点取りまとめ (○検討中、●今後検討予定)

新しい時代の学校教育のイメージ(抜粋)	主な検討内容
児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境下での学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒一人一台コンピュータの実現</li> <li>○通信ネットワークやクラウド活用の実現</li> </ul>
一人一人の能力、適性等に応じた学びの提供	○義務教育9年間を見通した教科担任制の導入
特異的な資質・能力を伸ばせる高度な学びの機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定分野に特異的な才能を持つ者に対する指導及び支援</li> <li>●多様な人材を教育内外から確保、専門的人材の配置など質の高い教育環境の実現</li> </ul>
一人一人に応じた探究的・共同的な学びの実現	○デジタル教科書・教材等の活用による探究的な学習の時間拡大
STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各教科等でのICTの活用</li> <li>○高等学校段階におけるSTEAM教育の推進</li> </ul>

(備考) 中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」(令和元年12月)により作成。

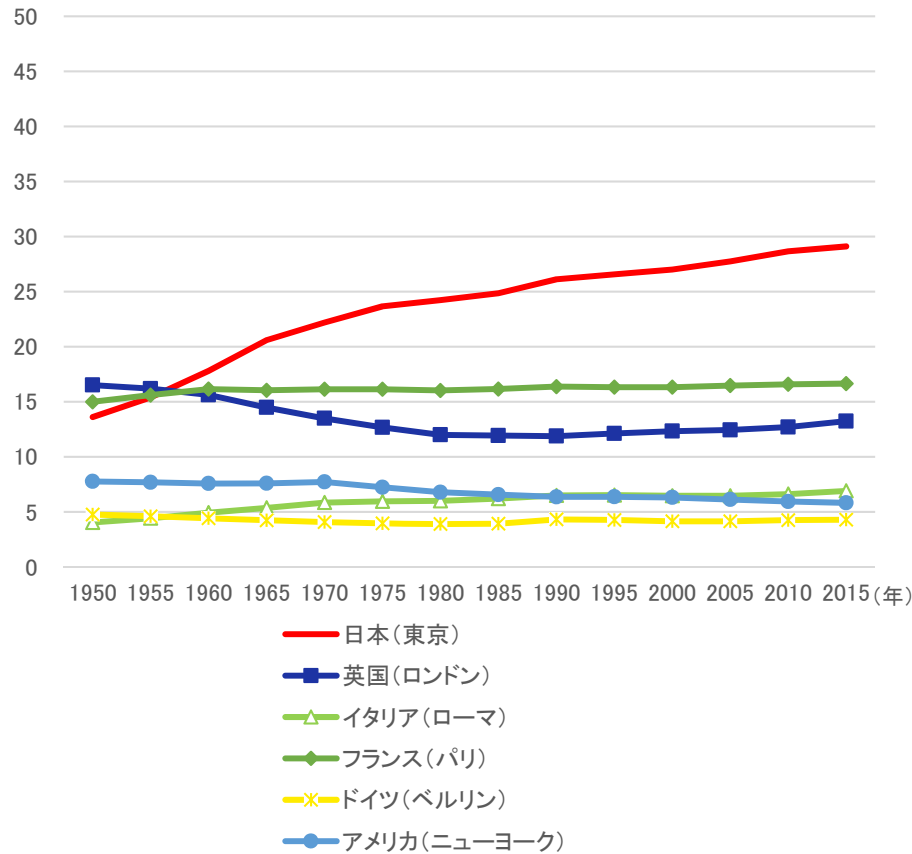
# 3. 地域関係

# 首都圏への人口集中の国際比較

○首都圏への人口集中を諸外国と比較すると、日本のように首都圏の人口比率が高くかつ上昇を続けている国はみられない。

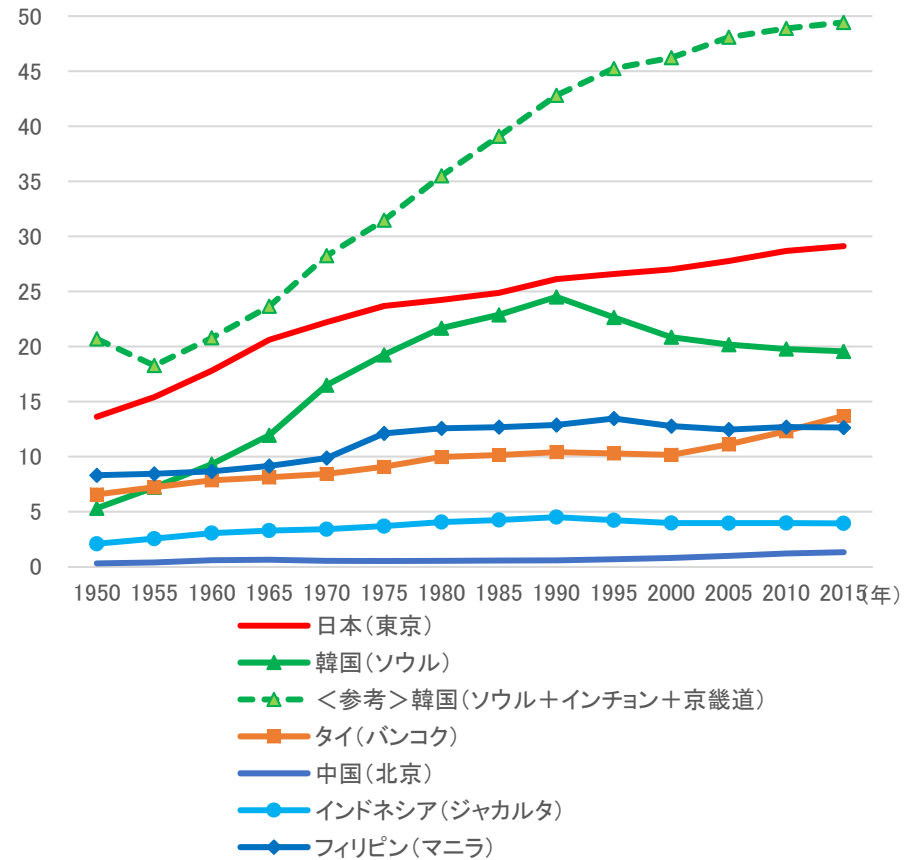
## 欧米諸国との比較

(首都圏人口/総人口、%)



## 東アジア諸国との比較

(首都圏人口/総人口、%)



(備考) UN Urbanization Prospects The 2018 Revisionにより作成。

(注) 各都市の人口は大都市圏の人口(2018年時点で人口30万人以上の都市密集地)であり、日本については、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県の一部と茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・静岡県の一部からなる東京大都市圏。

「<参考>韓国」はKOSIS(韓国統計情報サービス)のソウル・インチョン・京畿道の合算値。

# 地域別のGDP及び可処分所得(国際比較)

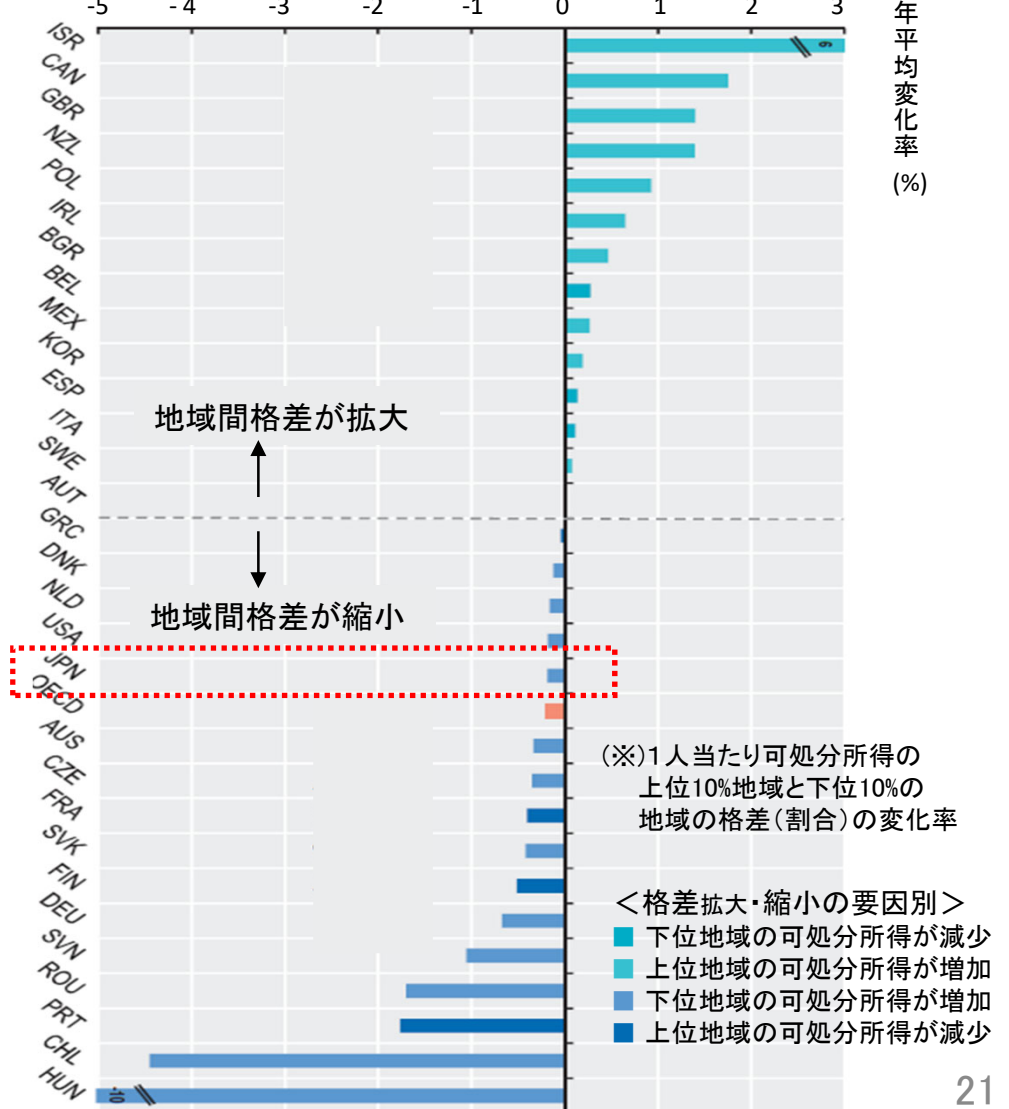
○日本のGDPに占める首都圏のGDPの割合は、総人口に占める首都圏の人口の割合とほぼ同程度(約3割)。

○日本の一人当たり可処分所得の地域間格差はほぼ横ばい(微減)。

GDPに占める首都圏のGDPの割合



1人当たり可処分所得の地域間格差の変化(2011-2016)



(備考)1. OECD Regions and Cities at a Glance 2018により作成。  
2. TL2(概ね地域ブロックレベルのデータ)で作成したもの。